

防府市学校給食食材納入業者の登録に関する要綱

令和 5 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市が発注する学校給食食材等（以下「食材」という。）の納入に関して、食材の品質及び安定的な供給を確保する必要があるために、食材を納入する業者の登録について、必要となる事項を定めるものとする。

(登録)

第 2 条 本市へ食材を納入しようとする者は、本要綱で定める手続きにより、登録を受けなければならない。

(条件)

第 3 条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 学校給食に理解があり、協力的であること。
- (2) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること。
- (3) 2 年以上、引き続き食材を扱う事業に従事していること。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 食品に関する法令及び法規が遵守されていること。
- (6) 食品衛生監視票の採点結果が基準点数のおおむね 8 割以上であること。
- (7) 食品衛生監視票の次の項目については、監視点数が基準点に達していること。

ア 便所は衛生的な構造で、常に清潔に管理されているか。

施設及びその周辺が、定期的な清掃等により、衛生的に維持されていること。

イ 下痢、腹痛等の症状を呈している食品取扱者を把握し、適切な措置を講じていること。

- (8) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、

その他衛生上必要な設備が完備されており、保健所の監視点数が食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に規定する基準点に達していること。

（９）随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

（１０）各小学校又は学校給食センターの所要量の仕入れ、製造、加工能力があること。

（１１）指定する期日・時刻に、指定場所へ納入し、かつ緊急な需要に対応できる輸送能力を有すること。

（提出書類）

第４条 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）給食食材納入業者登録申請書提出書類確認一覧表

（２）給食食材納入業者登録申請書（様式１）

（３）営業実績概要（様式２）

（４）誓約書（様式３）

（５）使用印鑑届（様式４）

（６）営業所・製造所及び倉庫の所在地の見取図（様式５）

（７）給食食材代金支払届出書（様式６）

（８）市との取引を本社・本店以外の事業所で行う場合は、委任状（様式７）

（９）申請者が、法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄本）、個人の場合は個人事業主用誓約書（様式８）

（１０）許認可、報告等を必要とする業種を営む場合は、営業（業務）に必要な許可書等の写し

（１１）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条第１項に基づく許可を要する申請者については食品衛生監視票の写し

(12) 市の「滞納のないことの証明書」

(13) 申請者が、法人の場合は法人市民税、個人は市県民税（含む、
特徴市県民税）固定資産税及び軽自動車税

(14) 財務諸表（写し可）

2 市長が必要がないと認めるときは、前項の提出書類の一部を省略
させることができる。

（資格審査及び結果の通知）

第5条 登録に係る資格審査及び結果の通知は、次のとおり行うもの
とする。

（1）資格審査は、第2条の規定により提出された書類によって行
うものとする。

（2）申請書等を審査し、登録したときは、審査結果を防府市学校
給食食材納入業者登録通知書（様式第9号）により、また登録
に至らないときは防府市学校給食食材納入業者登録申請却下通
知書（様式第10号）により、それぞれ当該申請者に通知する
ものとする。

（登録有効期間）

第6条 登録の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年5月31
日までとし、次回を令和6年6月1日から令和9年3月31日まで
とする。以降、有効期間の単位を2年間としこれを繰り返すものと
する。

（申請事項の変更）

第7条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、申請事項に変
更が生じた場合には、遅滞なくその旨を給食食材納入業者登録事項
変更届（様式第11号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登
録を取り消すことができる。

（1）第3条各号の事項を遵守しないとき。

(2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。

(3) 登録者が登録の取消しを申し出たとき。

(4) その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対し通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。